

除雪中の事故を防ごう！

深川消防署妹背牛支署

TEL0164-32-2026

豪雪地帯の本町において、冬の除雪は切り離すことの出来ない作業ですが、除雪中の事故によって毎年多くの犠牲者が出ています。

除雪中の事故の主な原因 4 つ

《屋根からの転落》

- ・命綱とヘルメットを着用せずに雪下ろしをして足を滑らせ転落する。

《屋根からの落雪》

- ・軒下での作業中に落雪が直撃したり、雪に埋まったりする。

《除雪機による事故》

- ・エンジンを停止させずに、雪詰まりを無理に取ろうとして巻き込まれる。後退させた際に転倒し機械に引かれる。

《身体への過負荷》

- ・寒い屋外での重労働による心筋梗塞などの発症。

除雪中の事故の危険を十分に理解し、安全対策を講じることで、事故を未然に防ぐことができます。

《除雪中の事故防止のポイント》

- ・作業は家族や隣近所に声を掛けて 2 人以上で実施しましょう。
- ・建物の周りに雪を残して雪を降ろしましょう。
- ・晴れの日には屋根雪が緩んでいるので、より一層の注意をしましょう。
- ・はしごの固定を忘れずにしましょう。
- ・除雪機の雪詰まりは、必ずエンジンを切ってから取り除きましょう。
- ・防寒着をしっかりと着用し、こまめな休憩を取りましょう。
- ・命綱とヘルメットを着用しましょう。
- ・作業時には携帯電話を持ちましょう。

暴風雪への備え

暴風雪は、冬期において発達した低気圧が北海道付近を通過するときや、強い冬の気圧配置のときに発生し、猛吹雪による視界不良や吹き溜まりによる車の立ち往生など交通障害が起きる可能性があります。

車が立ち往生して埋もれてしまった場合には、マフラーが雪で詰まり一酸化炭素中毒を起こしてしまう危険性があります。

気象台では、暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想した場合に「暴風雪警報」を発表し、警戒を呼びかけています。暴風雪の被害にあわないよう日頃から備えるとともに、気象庁ホームページや携帯電話アプリ、テレビ、ラジオなどで雪の状況や最新の気象情報を確認しましょう。



リーフレットのダウンロードはこちら→

【問い合わせ先】
札幌管区気象台天気相談所
TEL (011) 611-0170



拉致に関する情報提供のお願い

毎年 12 月 10 日から 16 日まで、政府は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を設け、拉致問題について広報活動を実施しています。

拉致問題の解決をはじめとする、北朝鮮による人権侵害問題への関心と認識を深めていくことが大切です。

拉致に関する情報をお持ちの方は、どんな些細なことでも構いませんので、深川警察署まで連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

深川警察署（TEL0164-23-0110）

令和 7 年度自衛官募集案内

・自衛官候補生

自衛隊旭川地方協力本部 旭川地区隊

TEL0166-55-0100

資格	日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在 18 歳以上 33 歳未満の男女
受付期間	年間を通じて受付を行っております。

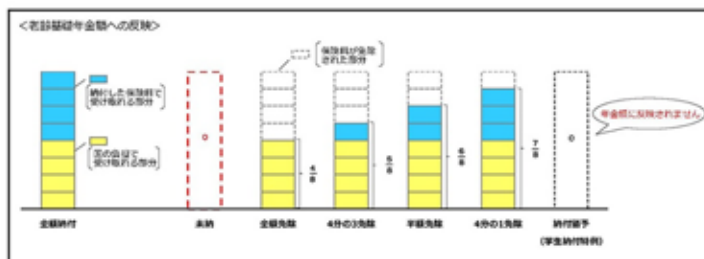
試験期日	2 月 8 日（日）、9 日（月） のいずれか 1 日
試験会場	陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた方が、その後、経済的に納付が可能となったときに、本人の申し出により、免除や猶予された保険料の全部または一部を納付し、将来の老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、追納した保険料は社会保険料控除の対象となります。

< 追納するメリット >

1年間分追納すると、全額免除の期間であれば老後の年金額が年間で約1万円、納付猶予や学生納付特例の期間であれば年間で約2万円増えます。



< 追納する保険料 >

免除などが行われた期間から10年以内であれば追納が可能です。免除などが承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

・追納の例：免除を受けた月が平成27年10月分であれば、令和7年10月末まで追納が可能です。

< 令和7年度中に追納する場合の保険料額 >

	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
H27年度の月分	15,930円	11,950円	7,960円	3,990円
H28年度の月分	16,600円	12,450円	8,300円	4,150円
H29年度の月分	16,820円	12,620円	8,400円	4,200円
H30年度の月分	16,650円	12,480円	8,330円	4,160円
R元年度の月分	16,710円	12,530円	8,330円	4,170円
R2年度の月分	16,820円	12,610円	8,350円	4,200円
R3年度の月分	16,860円	12,650円	8,410円	4,210円
R4年度の月分	16,740円	12,550円	8,420円	4,190円
R5年度の月分	16,520円	12,390円	8,360円	4,130円
R6年度の月分	16,980円	12,730円	8,490円	4,240円

追納する場合の申請方法や申請書等については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、砂川年金事務所（TEL0125-52-3892）にお問合せください。

飲酒運転をなくそう！

妹背牛駐在所 TEL 32-2052

1 飲酒の会場に車で行かない

基本的には飲酒をする予定の場所に車で行くのはやめましょう。代行を使う予定でも、混んでいたりして結局運転する人も多くいます。

2 飲んでいる人に運転をさせない

飲酒してる人が運転する車に乗る、車を貸す、車を運転するつもりの人にお酒を提供することは、全て違反です。

飲酒運転をしようとしている人、している人がいたら必ず通報してください。

3 二日酔いも飲酒運転

車に乗る前日の深酒は絶対にダメです。翌日の予定もよく考えて飲酒しましょう。

4 自転車に乗っても違反です

道路交通法が改正になり、自転車の酒気帯び運転も処罰の対象となります。「飲んでも自転車ならいいだろう」の時代ではありません。